

平成22年度 第8回 芦屋市総合計画審議会 会議録

日 時	平成22年10月2日(土)	19:00 ~ 21:10																																																																																	
会 場	消防庁舎3階 多目的ホール																																																																																		
出席者	<table border="0"> <tr> <td>会 長</td> <td>今川</td> <td>晃</td> </tr> <tr> <td>副 会 長</td> <td>安田</td> <td>丑作</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>勝見</td> <td>健史</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小浦</td> <td>久子</td> </tr> <tr> <td></td> <td>菅 磨</td> <td>志保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>林</td> <td>宏昭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>松井</td> <td>順子</td> </tr> <tr> <td></td> <td>いとう</td> <td>まい</td> </tr> <tr> <td></td> <td>幣原</td> <td>みや</td> </tr> <tr> <td></td> <td>田原</td> <td>俊彦</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内山</td> <td>忠一</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小田</td> <td>脩造</td> </tr> <tr> <td></td> <td>立花</td> <td>暁夫</td> </tr> <tr> <td></td> <td>室井</td> <td>明</td> </tr> <tr> <td></td> <td>姉川</td> <td>昌雄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>池内</td> <td>清</td> </tr> <tr> <td></td> <td>糸川</td> <td>寿子</td> </tr> <tr> <td></td> <td>稲山</td> <td>信治</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大橋</td> <td>一生</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中村</td> <td>辰夫</td> </tr> <tr> <td>市側出席者</td> <td>山中</td> <td>健(市長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>岡本</td> <td>威(副市長)</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>西本</td> <td>賢史(行政経営担当部長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>米原</td> <td>登己子(行政経営担当課長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山川</td> <td>範(行政経営課主査)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山内</td> <td>健(行政経営課主査)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>桑原</td> <td>正(行政経営課職員)</td> </tr> </table>		会 長	今川	晃	副 会 長	安田	丑作	委 員	勝見	健史		小浦	久子		菅 磨	志保		林	宏昭		松井	順子		いとう	まい		幣原	みや		田原	俊彦		内山	忠一		小田	脩造		立花	暁夫		室井	明		姉川	昌雄		池内	清		糸川	寿子		稲山	信治		大橋	一生		中村	辰夫	市側出席者	山中	健(市長)		岡本	威(副市長)	事務局	西本	賢史(行政経営担当部長)		米原	登己子(行政経営担当課長)		山川	範(行政経営課主査)		山内	健(行政経営課主査)		桑原	正(行政経営課職員)
会 長	今川	晃																																																																																	
副 会 長	安田	丑作																																																																																	
委 員	勝見	健史																																																																																	
	小浦	久子																																																																																	
	菅 磨	志保																																																																																	
	林	宏昭																																																																																	
	松井	順子																																																																																	
	いとう	まい																																																																																	
	幣原	みや																																																																																	
	田原	俊彦																																																																																	
	内山	忠一																																																																																	
	小田	脩造																																																																																	
	立花	暁夫																																																																																	
	室井	明																																																																																	
	姉川	昌雄																																																																																	
	池内	清																																																																																	
	糸川	寿子																																																																																	
	稲山	信治																																																																																	
	大橋	一生																																																																																	
	中村	辰夫																																																																																	
市側出席者	山中	健(市長)																																																																																	
	岡本	威(副市長)																																																																																	
事務局	西本	賢史(行政経営担当部長)																																																																																	
	米原	登己子(行政経営担当課長)																																																																																	
	山川	範(行政経営課主査)																																																																																	
	山内	健(行政経営課主査)																																																																																	
	桑原	正(行政経営課職員)																																																																																	
欠席者	なし																																																																																		
会議の公表	公 開	非 公 開 部分公開																																																																																	
傍聴者数	1 人																																																																																		

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議題

前回の会議録について

前回までの意見一覧, 前回以降に寄せられた意見及び修正案について

答申案について

その他

(3) 閉会

2 配布資料

次第

資料 8-1002-01 : 前回会議以降に事務局へ寄せられた意見一覧
資料 8-1002-02 : 芦屋市総合計画審議会の項目別意見一覧表
資料 8-1002-03 : 基本構想 (審議会修正案)(原案を見え消し)
資料 8-1002-04 : 基本構想 (審議会修正案)(見え消し削除)
資料 8-1002-05 : 基本計画 (審議会修正案)(原案を見え消し)
資料 8-1002-06 : 基本計画 (審議会修正案)(見え消し削除)
資料 8-1002-07 : 答申案
本日の会議で協議すること

3 審議経過

(1) 議題 : 前回の会議録について

第7回審議会(9月21日)の会議録について、事務局が、公開に至るまでの手順に関する説明を行った。

(今川会長)では、第7回審議会(9月21日)の会議録については、確認期間(10月6日(水)まで)終了後に、中村委員と林委員に、郵送にてそれぞれ署名をいただくこととする。他に何もなければ、次の議題に移る。

(2) 議題 : 前回までの意見一覧、前回以降に寄せられた意見及び修正案について

配布資料の「資料 8-1002-02 : 芦屋市総合計画審議会の項目別意見一覧表」、「資料 8-1002-01 : 前回会議以降に事務局へ寄せられた意見一覧」、「資料 8-1002-03 : 基本構想 (審議会修正案)(原案を見え消し)」及び「資料 8-1002-05 : 基本計画 (審議会修正案)(原案を見え消し)」に沿い、事務局が、第7回審議会(9月21日)及びそれ以降に出された意見の内容と、それを受けて基本構想・前期基本計画(審議会修正案)にどのように反映させたかを説明した。

また、配布資料の「本日の会議で協議すること」に沿い、事務局が、本日の会議の中で決定したい項目に関する説明を行った。

(今川会長)今の事務局の説明に関して、何か意見等はあるか。会議の開催については、本日を最終日として予定しているが、本日の最後に、予備日(10月9日)を活用するか、委員の皆様にお諮りしたい。

したがって、本日の会議においては、「細かい字句等の訂正」ではなく、「ここだけは議論(修正)しておかなければならない」といった、ポイントとなる項目をきっちり押さえるようにしていただきたい。

では、まず初めに、「市民に望むこと」の表現について審議したいが、「資料 8-1002-01 : 前回会議以降に事務局へ寄せられた意見一覧」の10ページにおいて、「市民主体による取り組み」という形で修正案の提示をいただいている。この表現のほうがより適切だと思うので、現在の事務局案(目標に向けて市民が共に取り組むこと)を「市民主体による取り組み」と修正したいが、それでよいか。

(委員) 異議なし

(今川会長)では、そのように修正することとする。その他の点で何か意見等はないか。

(稲山委員)意見ではないが、1点確認しておきたい。「資料 8-1002-04 : 基本構想 (審議会修正案)(見え消し削除)」の14ページの下から2行目において、「市域の南北方向のつながりが弱く、阪神芦屋駅前など一部では、道幅が狭

く歩道に電柱があるなど危険な所もあります。」という表現があるが、これは「危険を放置している」印象を与えてしまうと思う。このことに対する対処の状況はどのようになっているのか確認しておきたい。

(事務局：米原課長) この表現については、基本構想素案の中からピックアップされたものである。

(今川会長) 修正案があれば、ご提示いただきたい。

(稲山委員) 修正というわけではないが、何か対処されていることがあるのであれば、それを確認しておきたかった。

(事務局：米原課長) この電柱については、今もそのままの状態である。このことについては、市民会議の中でもいくつかの部会で議論されていたのでピックアップさせていただいたが、どうさせていただけばよいだろうか。

(今川会長) 市民会議の中で議論された内容に関連して、何か意見等はないか。

(池内委員) 次世代育成部会の中でも、このことについては議論をしてきた。「危険な所がある」ということをきっちり述べておくことが大切であると思うので、表現を削除するのではなく、これはこのままにしておけばいいと思う。稲山委員の指摘については、「もし何か対処していることがあれば、そのことも一緒に述べておけばいい」という趣旨であると理解している。

(稲山委員) 「表現を削除すること」を提案しているわけではなく、「何か対処していること」があるのであれば、それを確認しておきたかっただけである。現時点では、「まだ、危険が存在している」という認識をして、表現はこのままにしておきたいと思う。

(今川会長) では、この件については、表現等の修正は行わないものとする。その他の点で何か意見等はないか。

(立花委員) 1点確認しておきたい。「資料 8-1002-01 : 前回会議以降に事務局へ寄せられた意見一覧」などを見ていると、追加で意見がきたりしているようだが、「まちづくり」の定義については、現時点で、どれが最新のものになるのか。「資料 8-1002-03 : 基本構想(審議会修正案)(原案を見え消し)」に載っているものを「最新」と理解してよいか。

(今川会長) そのとおりである。

(立花委員) では、関連して発言しておきたい。「まちづくり」の定義については、周りの人達に意見を聞いてみるなど、これまでずっと考えてきたが、やはり個人によってそれぞれの思いがあり、違いがあることがわかった。今「資料 8-1002-03 : 基本構想(審議会修正案)(原案を見え消し)」の3ページで定義されている表現については、「具体的に書かれたもの」とは言えないが、一方で、あらゆる要素を包含する書き方になっているため、読み手に応じて内容を柔軟に解釈することができる。よって、結果的には、このような表現で定義しておく形でいいと思う。

(今川会長) 「まちづくり」の定義について意見が出たので、ここで議論しておきたい。このことについて、何か意見等はないか。

(大橋委員) 「資料 8-1002-04 : 基本構想(審議会修正案)(見え消し削除)」の3ページの上から5行目において、「この計画は市民と行政との協働で策定してきましたが、「まちづくり」とは何か。芦屋ならではの定義をしようということになりました。」という表現があるが、これについては削除したほうがいいのか。

- (今川会長)「芦屋ならではの定義」という形で書くと、「なかなか定義しにくくなるのではないか」という指摘と理解してよいか。
- (大橋委員)「策定の中で、定義しようということになった」という意味合いになっているので、この文章は削除したほうが良いと思う。
- (立花委員)賛成である。
- (今川会長)では、この文章については、削除するものとする。「まちづくり」の定義の表現そのものについて、何か意見等はないか。
- (菅委員)意見ではないが確認しておきたい。「資料 8-1002-01 : 前回会議以降に事務局へ寄せられた意見一覧」の2ページにおいて、「まちづくりの定義」に関連して「訂正案」が2件出されているが、これについては審議しないのか。
- (今川会長)「審議しない」というわけではなく、1つの参考資料として、参考にしながら議論を進めていくものである。
- (大橋委員)「まちづくり」の定義の文章の最初の段落(「資料 8-1002-04 : 基本構想(審議会修正案)(見え消し削除)」の3ページ)が、「この計画における「まちづくり」とは、市民目線で描かれた芦屋の将来像や目標とするまちの姿を市民と行政が共有し、それぞれの役割を果たしながら継続的に取り組むことをいいます。」となっているが、「市民目線で描かれた」とことわる理由はないと思うので、この「市民目線で描かれた」という表現は削除してはどうか。
- (今川会長)今の点について、何か意見等はないか。
- (立花委員)指摘される意味も理解できるが、市民会議や審議会を通して、やはり「みんなで考えてきた」というところを「あえて強調している」表現だと思うので、残しておいてもいいと考える。
- (大橋委員)そうであるならば、「市民目線で描かれた」という表現よりも、例えば「みんなで考えてきた」といった形で表現するほうが、より適切なのではないか。
- また、「資料 8-1002-01 : 前回会議以降に事務局へ寄せられた意見一覧」の中でも問題提起させていただいたが、市民会議の基本構想素案と前期基本計画はよくリンクしていると思うが、それらと基本構想がリンクしておらず、「言葉が違う」ところが見受けられるなど、気になっている点がある。
- (今川会長)今の指摘は少し後で議論することとして、先に「まちづくり」の定義についての議論を固めておきたい。
- (池内委員)「まちづくり」の定義の文章について2点申し上げたい。まず、1段落目の最後が「継続的に取り組むことをいいます。」という形で結ばれているが、その目的が3段落目に書かれているため、文章としておかしいのではないか。
- 次に、2段落目に「市民と市民、市民と行政の連携、協働だけでなく」という表現があるが、もう少し「行政自身」のことも前面に出しておく必要があるのではないか。
- (今川会長)指摘の趣旨としては、文章の表現方法を少し修正する必要があるが、「まちづくり」の定義の内容としては、「資料 8-1002-03 : 基本構想(審議会修正案)(原案を見え消し)」の3ページに書かれているものでいいと理解する。よって、文章の表現方法については、より読みやすいものとなるよう、事務局において少し検討を加えていただきたい。
- (松井委員)以前発言させていただき、今も気になっているのだが、「住民自治」とい

う言葉は、「まちづくり」の定義の中に入れてほうがいいのか。それとも、この定義の中に、そういったニュアンスも含まれていると理解すればいいのか。確認しておきたい。

(今川会長)今の指摘の趣旨としては、「まちづくり」の定義の中に「住民自治の内容を盛り込んだほうが良い」ということか。

(松井委員)「住民自治」という言葉を「まちづくり」の定義の中に入れることがふさわしいのかはわからないが、以前議論して、まだ結論が出ていないように感じている。「まちづくり」の定義の中にニュアンスとして含まれているのか、それとも別立てで項目を設けるのか、そのあたりの結論を確認しておきたいと思い、発言させていただいた。

(今川会長)「住民自治」の考え方が、「まちづくり」の定義においても基盤としてあることは間違いないと思う。また、先ほど合意に達した「市民に望むこと」を「市民主体による取り組み」と変更する」といったところでも表現されていると思うが、「まちづくり」の定義の文章の中に言葉としてきちっと記載するかどうかは検討の余地があるのかもしれない。

(松井委員)「住民自治」の考え方が「市民主体」といった言葉で表現されているのであれば、それでも構わないと思う。結論がどうなったかを確認しておきたかっただけである。

(今川会長)今の点についてはいかがか。

(大橋委員)「まちづくり」の定義は「住民自治」を前提として表現されていると思う。また、前期基本計画の中でも、いろんな形で「住民自治」の考え方が表現されている。よって、それらを「住民自治という言葉でひと括り」にするのは、逆に困難であるため、このままでいいと思う。

(立花委員)先ほどから意見が出ているように、「市民に望むこと」が「市民主体による取り組み」と変更になり、それ以外の箇所でも様々な形で「住民自治」の考え方が盛り込まれているため、「住民自治」という言葉そのものは盛り込まなくていいと思う。

(今川会長)「住民自治」という言葉については、意味は既に様々な箇所において定められているものと理解し、「まちづくり」の定義の文章においても、土台となっていると考える。よって、「まちづくり」の定義については、表現の修正は少し加えるとしても、内容自体は修正しないという形で議論を整理したいがよろしいか。では、先ほど大橋委員の意見を中断してしまったので、申し訳なかったが、引き続き大橋委員にご発言をお願いしたい。

(大橋委員)「資料 8-1002-01 : 前回会議以降に事務局へ寄せられた意見一覧」の中でも訂正案を提示させていただいたが、市民会議の基本構想素案と前期基本計画はよくリンクしていると思うが、それらと基本構想がリンクしておらず、「言葉が違う」ところが見受けられるなど、気になっている点がある。

具体的には、例えば、「資料 8-1002-04 : 基本構想(審議会修正案)(見え消し削除)」の24ページにおいて、「目標とする10年後の芦屋の姿1」の文章の書き出しが、「まちはそこに暮らす一人ひとりの意識や行動によって住み良いまちになっていきます。」となっているのに対し、一方で、それに対応する「資料 8-1002-06 : 基本計画(審議会修正案)(見え消し削除)」の61ページにおいては、「施策目標1-1」が「市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる」となっており、その

「2 前期5年の取組の方向性」の中では、「市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられるよう」という書き出しにより、「情報の提供の仕方を重視する方向性」を示しているが、このような方向性については、基本構想（「資料 8-1002-04 : 基本構想（審議会修正案）（見え消し削除）」の24ページ）では触れられておらず、基本構想と前期基本計画がうまくリンクせず、「ずれ」があるように読み取れてしまうので違和感がある。

結論としては、前期基本計画の内容はいいと思うのだが、基本構想の文章において前期基本計画とうまくリンクしていない部分については、もう少し内容を見直したほうがいいと思う。具体的な提案としては、「資料 8-1002-01 : 前回会議以降に事務局へ寄せられた意見一覧」の3ページから9ページにかけて訂正案を示しているが、これについては、基本構想の文章が前期基本計画の内容とうまくリンクすることを意図して提案させていただいているものである。

（今川会長）今の指摘の内容としては、「基本構想と前期基本計画がうまくリンクしていないところがある」ので、「基本構想の文章に対して、修正や削除といった訂正案を提示した」といったことになると思うが、この点について、何かお気づきのこと等があれば、発言をお願いしたい。

（安田副会長）少し小手先の手法になってしまうが、例えば、どこでもいいのだが、「資料 8-1002-04 : 基本構想（審議会修正案）（見え消し削除）」の24ページを例にとると、目標毎の構成としては、それぞれ「目標とする10年後の芦屋の姿」、「施策目標」、「文章」の順の構成になっているが、これを、「目標とする10年後の芦屋の姿」、「文章」、「施策目標」の順の構成に修正すれば、かなりのケースにおいて、うまくリンクできるようになるのではないか。

（今川会長）大橋委員からは何かあるか。

（大橋委員）1番違和感を持ったのは、「資料 8-1002-04 : 基本構想（審議会修正案）（見え消し削除）」の24ページのところ（目標とする10年後の芦屋の姿1）である。前期基本計画のほうでは、「情報の提供の仕方」、「市民主体」、「地域主体」ということが柱に据えられているのに対し、基本構想の文章からはそれが読み取れない。よって、「資料 8-1002-01 : 前回会議以降に事務局へ寄せられた意見一覧」の4ページにおいて、基本構想と前期基本計画がうまくリンクするように訂正案を出させていただいた。他の「目標とする10年後の芦屋の姿」においても、同じ考え方で訂正案を出させていただいたが、これらに関しては、別に新しい表現を加えているわけではなく、既に書かれている言葉を活用することにより、双方がうまくリンクするように工夫したものである。

（今川会長）議論を整理しておくとして、まず、安田副会長から提案をいただいたように、「資料 8-1002-04 : 基本構想（審議会修正案）（見え消し削除）」の「3 - 4 目標とする10年後の芦屋の姿（24ページ以降）」については、目標毎に、「目標とする10年後の芦屋の姿」、「文章」、「施策目標」の順の構成となるよう、修正するものとする。

大橋委員からの指摘については、事務局、私、安田副会長で相談・調整して対応を決めさせていただく形で進めたいがよろしいか。では、基本的には、

抜本的に修正しなければいけないところはあまりないと思うが、大橋委員のほうから特に発言しておきたいことがあれば聞いておきたい。

(大橋委員) 1番気になったのは、「資料 8-1002-04 : 基本構想(審議会修正案)(見え消し削除)」の24ページのところ「目標とする10年後の芦屋の姿1」であるが、あと1点だけ発言させていただきたい。

「資料 8-1002-01 : 前回会議以降に事務局へ寄せられた意見一覧」の5ページの1番上の意見にあるように、基本構想の原文の中に「社会全体の行き詰まり感は子供たちへも影響を及ぼし、自分の将来に夢や希望を持ってない子供たちが増えています」という表現があるが、「総合計画でここまで言ってしまうでもいいのか」疑問であるため、この表現については削除したほうがいいと思う。気になっているのはそのあたりである。

(今川会長) 同じページ(「資料 8-1002-01 : 前回会議以降に事務局へ寄せられた意見一覧」の5ページ)の3番目の意見においても、訂正案が「削除」となっているが、1番目の意見と同様の提案と理解してよいか。

(大橋委員) そうである。「備考」の欄に記載されている内容が、提案の根拠である。

(今川会長) では、この件については、事務局、私、安田副会長で相談・調整して対応を決めさせていただく形で進めることとする。その他の点で何かないか。

(大橋委員) 前回(第7回: 9月21日)の審議の中で、基本構想の「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」を「資料編」に持っていったらどうかという議論があったが、やはり、この第2章と「第3章 基本構想」がどれくらいきちんとリンクしているかという目で見られると思う。第3次総合計画の時は、基本構想と基本計画が順番に書かれ、そのベースになった意見等は資料として冊子の後ろのほうに掲載したが、今回(第4次総合計画)においても、同じような構成にする必要がないか、今一度確認しておきたい。

(今川会長) 前回(第7回: 9月21日)の審議の中で、基本構想の「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」については、「資料編」には持っていかず、そのままの形で残すということで合意を得たので、この件についてあまり時間を割くのは適切ではないかもしれないが、何か意見等はあるか。

(内山委員) 前回(第7回: 9月21日)の審議会の中でも申し上げたが、基本構想の「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」については、「資料編」に持っていったらいいと思う。

(今川会長) 2人の委員から意見をいただき、前回(第7回: 9月21日)の審議会の中での私の提案も、基本構想の「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」を「資料編」に持っていくことではあったが、前回の審議会における合意に基づき、やはり、基本構想の「第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿」については、「資料編」には持っていかず、そのままの形にしておく取り扱いにしたいがそれでよいか。では、その他の点で、何か意見等はないか。

(池内委員) 「資料 8-1002-04 : 基本構想(審議会修正案)(見え消し削除)」の「1-4 芦屋市行政を取り巻く状況(7ページ)」の「(1) 行政に求められる守備範囲の拡大」の文章(3行目)において、「多様化する犯罪や頻発する自然災害への対応」という表現があるが、これについては、「本来の守備範囲」であり「広がりの対象」ではないと思う。よって、「(1) 行政に求められる守備範囲の拡大」の中の「守備範囲の拡大」という表現を修正したほうがいいと思う。

- (今川会長) 具体的な提案は何かあるか。
- (池内委員) 「守備範囲の拡大」と書くと、仕事の「内容」というか「要素」が増えていくことを意味すると思うので、「守備範囲」という言葉を何か別の言葉に置き換えたほうが良いと思う。
- (今川会長) 比較的良好に使う言葉ではあるが、「役割の拡大」はどうだろうか。
- (池内委員) 文章の中に「サービス」という言葉が使われているが、「行政に求められるサービスの拡大」とするのが良いと思う。
- (今川会長) 「行政に求められるサービスの拡大」という提案をいただいたがいかかがか。
- (林委員) 「公共サービス」と「行政サービス」では、「公共サービス」のほうがより広い範囲のことを指すので、指摘のような形で修正を加える場合、タイトルが「行政サービス」となっていて、中身の文章に「公共サービス」という言葉が入っている形になり、違和感がある。よって範囲の大きさを整理しながら考える必要があると思う。
- また、「守備範囲」という言葉は「役割」という言葉に置き換えても良いし、「自然災害」は確かに本来の行政の守備範囲ではあるが、例えば、前に「ゲリラ豪雨等の」といった言葉をつけることにより、「守備範囲が拡大」していることを表現することもできるのではないか。
- (今川会長) 指摘の趣旨としては、範囲に注意しながら、「公共サービス」という言葉と「行政サービス」という言葉を使い分ければ良いということか。
- (林委員) 範囲を適切にすれば良いと思う。
- (事務局：米原課長) 「(1) 行政に求められる守備範囲の拡大」というタイトルは変えたほうが良いのだろうか。
- (林委員) このタイトルについては、「(1) 公共に求められる役割の拡大」と変更し、「行政だけでなく、市民や事業者なども含めみんなに求められるもの」という形で表現すれば良いと思う。
- (今川会長) 指摘をいただいたような形でタイトルを修正することにより、中身の文章の内容と整合がとれるようになると思うがいかかがか。
- (幣原委員) 「(1) 行政に求められる守備範囲の拡大」の文章の中では、「少子高齢化の進行や家族構成の変化、地域社会でのつながりの希薄化」といった、行政だけでは対応しきれない内容が含まれている印象を受けるので、指摘のとおり、「(1) 公共に求められる役割の拡大」と修正するのが良いと思う。
- (今川会長) では、そのように修正することとする。その他の点で何かないか。
- (菅委員) そのような形で修正することに賛成だが、その場合、文章の3行目の「多様化に伴う様々な課題への対応」と「多様化する犯罪や頻発する自然災害」の間に、「その中で、」という言葉を加え、「多様化に伴う様々な課題への対応、その中で、多様化する犯罪や頻発する自然災害」という形に修正していただきたい。

後日、菅委員から、公共、行政という言葉を整理するため、「(1) 公共に求められる役割の拡大」に関し、下記のとりの訂正文案をいただきました。

(1) 公共に求められる役割の拡大

少子高齢化の進行や家族構成の変化、地域社会でのつながりの希薄化などに伴い、保育や介護などのサービスの充実や、社会資本整備の拡大による維持管理業務の増大、価値観の多様化に伴う様々な課題への対応、多様化する犯罪や頻発する自然災害への対応など、公共に求められる役割は拡大しており、その中で、行政サービスの需要も増大し続けています。

(今川会長)わかりました。その他の点で、何か意見等はないか。

(池内委員)同じ資料(資料 8-1002-04 : 基本構想(審議会修正案)(見え消し削除))の7ページの「(2) 行政を取り巻く厳しい状況」の文章について発言したい。まず、1行目に「求められる公共サービスの需要」という表現があるが、これについては、「求められる」と「需要」という言葉で意味が重なっているので、どちらか片方を削除したほうが良いと思う。

次に、2行目に「少子高齢化による人口減少によって、生産年齢人口が減少し、」という表現があるが、「少子高齢化」によってもたらされるのは「人口減少」ではなく「生産年齢人口の減少」であるため、最初の「人口減少」については、削除したほうが良いと思う。

最後に、3行目に「財政負担能力も低下することが予想され、行政だけできめ細かなサービスまでも担っていくことは限界がある状況となっています。」という表現があるが、「予想され」と「状況となっています」では、次元が異なっているので、どちらかに次元を統一する形で修正したほうが良いと思う。

(今川会長)細かい言い回し等の修正は、その他の点でも指摘をいただいているところがあるので、全体を読み返す中で、調整しながら修正を加える形で進めていくのでご理解いただきたい。その他、何か意見等はないか。

(姉川委員)「資料 8-1002-05 : 基本計画(審議会修正案)(原案を見え消し)」の99ページの「施策目標10-2」の「4 目標に向けて市民が共に取り組むこと」において、「景観地区についての理解と協力」、「景観協定、景観整備機構の指定への協力」、「住宅等の生垣や石積みの保全」が挙げられているが、「樹木の保全」についても、市民レベルで取り組むべき重要な課題であると思うので、盛り込む必要があるのではないか。

(今川会長)指摘の趣旨としては、「生垣や石積みの保全」だけでなく、「樹木の保全への取組」についても、きっちり記載したほうが良いということか。

(姉川委員)「大きな樹木が失われつつある」という状況の認識があるため、保全に向けた市民レベルでの取組が重要になってくると考える。

(幣原委員)今の指摘に関しては、同じ資料(資料 8-1002-05 : 基本計画(審議会修正案)(原案を見え消し))の98ページの「施策目標10-1」の「4 目標に向けて市民が共に取り組むこと」の中に、「保護樹、保護樹林指定への協力」という項目が盛り込まれているため、「施策目標10-2」においては、あえて盛り込まなくてもいいのではないか。

(今川会長)今の点についてはよろしいか。では、「施策目標10-2」には、「樹木の保全への取組」は盛り込まないこととする。その他の点で何かないか。

(姉川委員)先ほど発言させていただいたことに関連して発言したい。「資料 8-1002-05 : 基本計画(審議会修正案)(原案を見え消し)」の99ページの「施策目標10-2」の「4 目標に向けて市民が共に取り組むこと」において、「景観協定、景観整備機構の指定への協力」という項目があるが、「景観整備機構」とは具体的にどういう組織なのか確認したい。

(小浦委員)「景観計画の策定」が前提となる組織であるため、「景観行政団体」になるための兵庫県の同意も得ていない現段階では、「景観協定、景観整備機構の指定への協力」とするよりは、むしろその前段階として、「景観計画の策定への協力」といった内容にしておいたほうが良いのかもしれない。

- (姉川委員) まだ、「景観計画」が策定されていない現状においては、やはり内容としてはふさわしくないのだろうか。
- (小浦委員) 「景観整備機構」とは、「景観法」に位置付けられた組織であり、「景観重要樹木」、「景観重要建造物」の管理や、景観に関する専門的な情報支援、技術支援などを担う組織である。自治体によっては、「NPO法人や公益法人等」、「まちづくりセンター」などがその役割を担っているところもあるが、芦屋市においては、現在のところ検討していない。よって「4 目標に向けて市民が共に取り組むこと」の内容をどう書くかは検討する必要があるが、少なくとも、今の「景観協定、景観整備機構の指定への協力」については、「指定への協力」といった表現も適切でないため、それも含め修正が必要であると考えます。
- (今川会長) 前期基本計画は5年間の計画であるため、「景観計画を共につくる」といった表現でどうだろうか。
- (小浦委員) 「景観計画」の中で、協定への取組などを「みんなでやりましょう」ということになるのだと思う。
- (今川会長) 今の点について、何か意見等はないか。
- (小浦委員) 表現の修正案については、考えてみる。
- (今川会長) では、「景観計画を共につくる」ということが前提にありながら、協定への取組などを「みんなでやりましょう」という部分についても表現する必要があるが、そのあたりの表現については、小浦委員から事務局に提案してもらう形で進めたいと思うがよろしいか。その他の点で、何か意見等はないか。
- (松井委員) 「資料 8-1002-03 : 基本構想(審議会修正案)(原案を見え消し)」の35ページの文章について発言したい。まず、「目標とする10年後の芦屋の姿7」が「高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられるまちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる」となっており、「まちぐるみの支え合い・助け合い」が目標となっている。その上で、35ページの文章(改めて基本構想の1002 修正案とする文章)の3行目において、既に「公的なサービスでは個々のきめ細かなニーズすべてに対応することには限界があります。」という表現があるので、7行目の「行政による公的なサービスだけでなく」という表現は削除したほうがいいのではないか。
- (今川会長) では、今指摘をいただいた「行政による公的なサービスだけでなく」という表現は削除することとする。その他の点で、何か意見等はないか。
- (林委員) 第4次総合計画の策定に当たっては、市民会議から提出された基本構想素案と基本構想との結びつきが、まず前提としてあるが、その上で、「基本構想と前期基本計画の位置付けを示すための簡単な絵(図)」のようなものがあれば、よりわかりやすいと思う。他の自治体などでも用いられているが、「基本構想と前期基本計画はこういう関係にある」ということがわかるようなものがあれば、ダイジェスト(概要)版の作成の際にも活用できるだろうし、そんなにオリジナリティを出さないものだとしても、全体がよりわかりやすくなると思う。
- (今川会長) 確かにダイジェスト(概要)版の作成の際にも活用できるだろうし、他の自治体のものも参考にするなどし、芦屋市に適した図を本編にも掲載する形で進めていきたいがよろしいか。
- (林委員) そんなに複雑なものでなく、簡単なものでいいと思う。

(小浦委員)「基本構想と前期基本計画の位置付けを示すための簡単な絵(図)」というものは、「計画の基本的な構造図」のようなものと理解する。

一方で、「資料 8-1002-04 :基本構想(審議会修正案)(見え消し削除)」の10ページ(第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿)や8ページ(1-5 計画づくりの基本姿勢)に記載があるように、第4次総合計画の策定に当たっては、まず、市民会議が基本構想素案を作成し、若手職員で構成する職員会議が基本計画素案を作成している。それらを受けて、基本構想・前期基本計画が策定されつつあるわけだが、そういった「過程を表現するような絵(図)」も一体となった「構造図」をイメージすればよいのだろうか。

(林委員)「過程を表現するような絵(図)」も一体となった「構造図」までは考えていなかった。基本構想・前期基本計画の前段として、市民会議が作成した基本構想素案が当然あるわけなので、そのあたりの関係性も「絵(図)」の中に盛り込んでもいいのかもしれないが、特段のこだわりはない。

(今川会長)他に意見等はあるか。今の点については、作成してみないとイメージが湧かないところもあると思うので、作成してみた後に、事務局、私、安田副会長で相談・調整する形で進めていきたいが、それでよしいか。

(安田副会長)先ほど大橋委員や内山委員からも発言があったように、「基本構想と前期基本計画のつながりが弱い」というのは、ご指摘のとおりだと思う。基本構想と前期基本計画の目次を見てみると、今回の総合計画の柱は、前期基本計画において、4つの「芦屋のまちづくりの基本方針」毎に、第1章から第4章までに分ける構成にしたことであると思う。ただ、そのことが基本構想から読み取れないことが問題であるため、今の基本構想の目次の構成(第1章から第3章)を「編集させていただく」ことをご了承いただきたい。

先ほど議論があった「(基本構想の)第2章を資料編にする」ということは適切ではないが、「第1章と第3章のつながりを強める」ことは必要であると考えため、例えば、第2章については、第1章の最後の部分に囲みとして盛り込んでどうか。そうすることにより、もともとの第1章と、より関連づけることができ、また、第3章が第2章になることにより、後ろの章にも、よりつながっていきやすくなると思う。

また、現在の構成では、第3章のタイトルが「基本構想」となっているが、実際は全体(第1章から第3章)が基本構想であるため、もともとの第3章の中を編集させていただき、例えば、新しい第2章として、現在の「3-1 芦屋の将来像」と「3-3 芦屋のまちづくりの基本方針」を合わせて「芦屋の将来像とまちづくりの基本方針」とし、新しい第3章として、現在の「3-4 目標とする10年後の芦屋の姿」を「目標とする10年後の芦屋の姿」というタイトルの章として扱った上で、その中で4つの「芦屋のまちづくりの基本方針」がそれぞれ「3-1, 3-2, 3-3, 3-4」という節として目次にも記載される構成に組み替え、新しい第4章として、現在の「3-2 基本構想の実現に向けて大切にすること」を改めて取り上げ、市民会議で重要視されたことを、方向性として示しておく形にすればいいのではないか。

今申し上げた内容は、あくまで現時点での案であるため、じっくりくるかどうか未知数なところもあるが、例えば今申し上げたような構成の変更もご了承いただいた上であれば、会長を補佐し、事務局と調整しながら進めてい

きたいと思う。

(今川会長)今の提案については、内容の修正というわけではなく、より読みやすくするための「構成の組み替え」であるため、指摘いただいたような形でさせていただくこととする。

では、それ以外の点として、事務局において、「ここだけは意見交換しておいて欲しい」という項目が残っていれば挙げていただきたい。

(事務局：米原課長)配布資料の「本日の会議で協議すること」の中の「将来像」について、このような形でよいか、ご審議いただきたい。あと、同じ資料の「目標の表現」について、前回までの審議会の中で議論があったので、整理していただきたい。

(今川会長)では、まず、「資料 8-1002-03：基本構想(審議会修正案)(原案を見え消し)」の22ページに掲載されている「将来像」について審議したい。この件について、何か意見等はあるか。

(姉川委員)22ページの下から7行目において、「それまでの暮らしに軸を置きながらも新しい風を吹き込んだ」という表現があるが、ここでの「置きながら」という言葉については、漢字ではなく平仮名で表記したほうが良いと思う。

あと、「暮らしに軸を置きながら」という表現については、現時点で代替案を持ち合わせていないが、もう少し表現を工夫したほうが良いと思う。

(今川会長)指摘の趣旨としては、「暮らしに軸を置きながら」という表現では、意味がよく伝わってこないということか。

(姉川委員)内容としては理解できるのだが、表現として少し違和感があるということである。

(今川会長)今の指摘の件も含め、他に何か意見等はないか。

(林委員)将来像の2行(自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち)については、表紙にも掲載したほうが良いと思うが、そのあたりはどうなるのだろうか。

(今川会長)今の点も含め、意見等はあるか。

(いとう委員)先ほど指摘があった「それまでの暮らしに軸を置きながらも新しい風を吹き込んだ」という表現についてだが、「これまでの生活も大事にしながら、その時々文化などの新しいものも取り入れている」ということが趣旨であると思うので、代替案としては、例えば、「それまでの暮らしの様式を守りながらも、新しい風を取り入れている」といった表現に言い換えることができるのではないか。

(今川会長)その他、何か意見等はないか。

(池内委員)22ページの下から4行目において、「芦屋の自然や歴史、伝統を継承し」という表現があるが、ここでの「継承」という言葉は適切ではないと思うので、「守り」、「大事にし」、「活かし」といった言葉に修正したほうが良いと思う。

(今川会長)具体的な提案もいただいた。整理すると、「それまでの暮らしに軸を置きながらも新しい風を吹き込んだ」という表現については、「それまでの暮らしの様式を守りながらも、新しい風を取り入れている」という表現に言い換えることとし、「芦屋の自然や歴史、伝統を継承し」という表現については、もう少し言葉を変えるための修正を加えることとして「将来像」についての審議は終結しておく。

次に、「目標の表現」についてだが、これについては、具体的にはどのような形で審議を進めればよいか。

(事務局：米原課長)「目標とする10年後の芦屋の姿」の「6, 12, 14」について、「表現がこれでいいのかどうか」という意見が出ていたので、そのあたりを整理するための議論をお願いしたい。

(今川会長)では、まず、「目標とする10年後の芦屋の姿6」については、「資料8-1002-02：芦屋市総合計画審議会の項目別意見一覧表」の18ページの一番上の意見にあるように、「自分に合った方法で心身の良好な状態を維持して過ごしている」の中の「自分に合った」という表現が気になるという意見が出されていたがいかがか。

(いとう委員)「目標とする10年後の芦屋の姿12」に関する意見になってしまい申し訳ないが、これについては、「資料8-1002-02：芦屋市総合計画審議会の項目別意見一覧表」の18ページの4番目の意見にあるように、「交通マナーと思いやりが行き渡り、市内が移動しやすくなっている」の中の「市内が移動しやすく」を「交通の利便性が高い」といった表現に変えてはどうかという意見が出されていたが、そのようにしてしまうと、「便利」ということだけが取り上げられ、本来交通の分野で求められる「安心・安全」といった視点が抜け落ちてしまうので、もとの文章のままでいいと思う。

(今川会長)「目標とする10年後の芦屋の姿12」については、現時点では、「資料8-1002-03：基本構想(審議会修正案)(原案を見え消し)」の42ページにあるように、「交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている」という表現になっているので、指摘をいただいた結果、この文章のままでよいという形で議論を整理しておく。その他の「目標の表現」について何かないか。

(林委員)「目標とする10年後の芦屋の姿6(自分に合った方法で心身の良好な状態を維持して過ごしている)」の「自分に合った」という部分は、やはり気になる。「押し付けではなく、それぞれに合った方法で」という趣旨であることはよくわかるが、「市民(それぞれ)が」といった言葉に置き換えてもいいのではないか。

(今川会長)今の点についてはいかがか。では、「市民(それぞれ)が」といった言葉に置き換えることとする。「目標とする10年後の芦屋の姿14」については、何か意見等はないか。

(事務局：米原課長)「目標とする10年後の芦屋の姿14(信頼関係の下で市政が進行している)」については、「資料8-1002-02：芦屋市総合計画審議会の項目別意見一覧表」の19ページの1番目の意見にあるように、「市政が進行」という部分を、もっと別の表現にできないかという意見が出ていた。

(今川会長)現段階では「信頼関係の下で市政が進行している」という形で表現されているが、何か意見等はないか。

(林委員)候補として「市政が展開されている」という表現はどうだろうか。

(今川会長)今の提案(候補)についてはいかがか。では、指摘を踏まえた上で、「信頼関係の下で市政が展開している」と修正することとし、「目標の表現」についての議論を終結する。その他の点で、全体を通して何か意見等はないか。

(稲山委員)「資料8-1002-04：基本構想(審議会修正案)(見え消し削除)」の21ページ(3-2 基本構想の実現に向けて大切にすること)の7番目の項目

(自然環境や文化的環境，人材など今ある芦屋の資源をうまく活用する。)，8番目の項目(市民と市民，市民と行政が信頼し協力するために，市民発の情報や行政発の情報をうまく組み合わせ，わかりやすく発信していく。)及び9番目の項目(様々な視点を横断的にうまくつなげる。)において，「うまく」という言葉が3回も使われているため，少し修正を加えたほうがいいと思う。

(今川会長)全体を読み返す中で，修正を加えていきたいと思う。それ以外の点で何かないか。

(菅委員)非常に細かい点なのだが，「資料 8-1002-04 : 基本構想(審議会修正案)(見え消し削除)」の11ページの(1-1)から(1-4)までの「(安全安心の分野における)10年後の姿」が，全て「～いる」という形で結ばれており，他の分野の「10年後の姿」と整合がとれていないので，「～います」という形に修正したほうがいいと思う。

(今川会長)表記の統一性についても，全体を読み返す中で調整していきたい。他に意見等はないか。では，次の議題(答申案について)に移る。

(3) 議題 : 答申案について

* 配布資料の「資料 8-1002-07 : 答申案」に基づき，議事を進行した。

(今川会長)「資料 8-1002-07 : 答申案」については，先ほどの安田副会長からの「構成の組み替え」に関する指摘なども踏まえ，一部修正が加わる部分があるかもしれないが，その点については，ご了承願いたい。

では，それ以外の点において，特に気になるところなどがあれば，ご発言いただきたいかがか。

(林委員)確認しておきたいのだが，「資料 8-1002-07 : 答申案」の2ページにおいて，「2 別添「第4次芦屋市総合計画(原案)の修正」を参考に修正すべき事項」というタイトルがあるが，これについては，例えば，現時点での「資料 8-1002-03 : 基本構想(審議会修正案)(原案を見え消し)」，「資料 8-1002-04 : 基本構想(審議会修正案)(見え消し削除)」，「資料 8-1002-05 : 基本計画(審議会修正案)(原案を見え消し)」及び「資料 8-1002-06 : 基本計画(審議会修正案)(見え消し削除)」といった資料が一本化された上で，タイトルが「第4次芦屋市総合計画(原案)の修正」といったものに変更になるということの意味しているのか。

(事務局:米原課長)そのとおりである。

(小浦委員)確認しておくが，1ページの「1 本計画を推進していく際に留意すべき事項」における「本計画」とは「できあがった(最終の)総合計画」のことであり，2ページの「2 別添「第4次芦屋市総合計画(原案)の修正」を参考に修正すべき事項」における「第4次芦屋市総合計画(原案)の修正」については，「(1)から(7)までの項目」の内容に基づき，「審議会が原案に対して修正を加えたもの」という形で理解しておいてよいか。

(事務局:米原課長)そのとおりである。

(田原委員)事務局に確認しておきたいのだが，この審議会で「第4次芦屋市総合計画(原案)の修正」ができあがった後，最終的に総合計画ができあがるまでのスケジュールについて，ご説明いただきたい。

(事務局:米原課長)第1回(6月27日)の配布資料である「資料 6 : 第4次芦屋市

総合計画策定方針」に関連する説明になるが、審議会から答申を受けた後は、その答申でいただいた意見を尊重しながら、市としての「計画案」を策定し、議案として市議会に提出することとなる。

(田原委員)では、一部「表現」や「構成」の修正を会長と副会長に一任するところはあるが、審議会における「第4次芦屋市総合計画(原案)の修正」ができあがりしだい、審議会が市長へ答申し、それを受けて市の内部で計画案を策定した上で、市議会に議案として提出するものと理解しておく。

(今川会長)では、市の内部で計画案を策定した上で、市議会において、それについての承認をいただくことにより、「総合計画(基本構想・前期基本計画)」が確定する流れとなる。その他の点について何かないか。何もなければ次の議題(その他について)に移る。

(4) 議題 : その他について

(今川会長)先ほどから発言があったように、基本構想と前期基本計画について、一部「表現」や「構成」の修正をさせていただくことをご了承いただいた上でだが、現在の「修正案」をお認めいただくこととしてよろしいか。では、予備日(10月9日)は使わず、本日の会議終了をもって、第4次芦屋市総合計画審議会は終了することとする。事務局からは何かあるか。

(事務局:米原課長)では、会長と副会長にもご協力をいただきながら、調整を加え、答申をいただきたいと思う。できあがったものについては、この審議会の委員の皆様にもお配りさせていただく。また、本日の会議録については、作成できしだいメールまたは郵便でお送りし、一定期間を設け、全員に確認していただく。その後、署名委員お二人に、郵送等により順次署名をいただき、ホームページなどで公開していく。今回の署名委員については、50音順の続きにより、松井委員と室井委員にお願いすることとする。

(事務局:西本参事)6月27日に第1回の審議会を開催させていただいてから、本日で第8回になりました。今川会長、安田副会長、そして委員の皆様から貴重なご意見・ご指摘をいただきながら、答申をいただける運びとなりました。先ほども話が出ていたように、今後は、市議会において承認をいただけるように取り組んでまいります。最終的には、10年後の芦屋が、より明るく、住みよく、住んでいただいている人が納得していただけるまちとなるよう、行政として精一杯努力してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

4 閉会

(今川会長)長い間お世話になり、ありがとうございました。以上をもって、第8回総合計画審議会を閉会する。

以上